

職員配置基準について

【一般型の職員配置基準】

乳児等通園支援従事者（保育士又は乳児等通園支援に従事する職員として市等が行う研修を修了した者）であり、1/2以上は保育士とし、2名を下回ってはいけない。ただし、次の要件に該当する場合は1名とすることが可能である。

- ・ 保育所等と一体的に実施され、当該保育所等の職員からの支援を受けられる場合であり、乳児等通園支援事業従事者が保育士である場合
- ・ 利用乳幼児の人数が3人以下であり、保育所等の保育室等（在園児と合同の部屋）において実施され、当該保育所等の職員が保育士である場合
※乳児等通園支援従事者は保育士でなくてもよい。

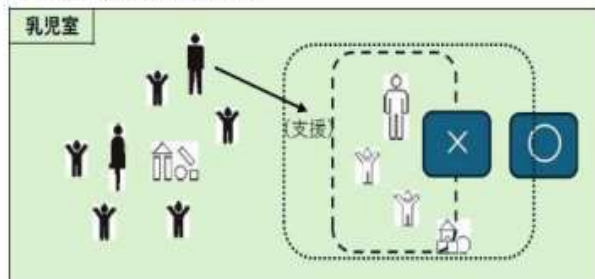
【余裕活用型の配置基準】

保育所等における既存の保育室及び職員配置の範囲内で実施することから、現行の市基準のとおり。

【一般型における職員配置の緩和規定】

- 保育所等と一体的に事業を実施し、当該職員の支援を受けられる場合は、保育士1名とすることができる

<イメージ図> 保育所0歳児クラス



（上記の状況）

乳児	乳児数	従事者数	割合	割合の条件	従事者2人以上
乳児等通園支援事業	2	1	2 : 1	○	×
保育所	5	2	5 : 2	○	○
計	7	3	7 : 3	○	○

→ 保育所職員の支援を受けられる場合は、従事者1名でも可

→ 支援を受けられる状況であり、人員配置基準を満たしている

<0歳児配置基準>

乳児3 : 従事者1

条件を満たしている

- 乳児等通園支援事業利用児童数が3人以下であれば①家庭的保育者を保育士とみなせる、②保育所等と一体的に事業運営し、当該保育所等を利用している乳児と同一の場所において事業を実施する場合は、保育従事者に子育て支援員を1名配置することができる。

→ イメージ図の状況では、乳児等通園支援事業利用児童数が3人以下であることから、上記①②の対応が可能